

ブルキナファソにおける非常事態宣言の延長に伴う注意喚起

【ポイント】

- 7月11日、ブルキナファソ東部、北部及び南西部の14県に発出されていた非常事態宣言が6か月間延長されました。
- ブルキナファソに渡航・滞在される方は、発出されている危険情報・スポット情報の内容に十分留意し、最新の関連情報の入手に努めること等を通じ十分な安全対策を講じてください。

（内容）

1. ブルキナファソにおいては、1月1日以降、東部、北部及び南西部の14県に非常事態宣言が発出されていましたが、7月11日、国民議会において、非常事態宣言の期間延長に関する法案が可決され、同13日から6か月間の延長が決定されました。

2. 非常事態宣言が発出されている地方及び県は以下のとおりです。

（1）ブクル・デュ・ムフン（BOUCLE DU MOUHOUN）地方

- ・ コッシ（KOSSI）県
- ・ スル（SOUROU）県

（2）中央東（CENTRE-EST）地方

- ・ クルペロゴ（KOULPELOGO）県

（3）東（EST）地方

- ・ グナグナ（GNAGNA）県
- ・ グルマ（GOURMA）県
- ・ コモンジャリ（KOMANDJARI）県
- ・ コンピエンガ（KOMPIENGA）県
- ・ タポア（TAPOA）県

（4）オーバッサン（HAUTS-BASSINS）地方

- ・ ケネドゥグ（KENEDOUGOU）県

（5）北部（NORD）地方

- ・ ロルム（LORUM）県

（6）サヘル（SAHEL）地方

- ・ ウダラン（OUDALAN）県
- ・ セノ（SENO）県
- ・ スム（SOUH）県
- ・ ヤガ（YAGHA）県

3. 非常事態宣言の発出により、移動の制限、即時の家宅捜索が行われるほか、過激化を扇動する情報発信・集会、軍事情報の拡散が禁止され、この期間のテロ行為は軍事法廷で裁かれます。

4. つきましては、ブルキナファソに渡航・滞在される方は、発出されている危険情報・スポット情報の内容に十分留意し、最新の関連情報の入手に努めること等を通じ十分な安全対策を講じてください。また、情勢の変化によっては、ブルキナファソへの渡航自体を取りやめる等、自らの安全確保に細心の注意を払ってください。

5. 海外渡航前には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

6. なお、テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せてご参照ください。

(1) パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(2) パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html> に掲載。)

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く) (内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連) (内線) 3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(大使館連絡先)

○在ブルキナファソ日本国大使館 (土、日は休館。緊急時は連絡可能)

住所 : 01BP5560 Ouagadougou 01 Parcelle 05 du lot n° 09 de la zone A, Section B du Secteur n° 15 Quartier OUAGA 2000, Burkina Faso

電話 : 2537-6506, 6509

国外からは（国番号 226）

FAX : 2537-6581

国外からは（国番号 226）